京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 65 号

京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則

(委任)

- 第1条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で区役所の所管に属するものを区長に委任する。
 - (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「補助金条例」という。)第26条の規定による委員会の設置に関すること。
 - (2) 補助金条例第27条第2項並びに京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (以下「附属機関条例」という。)第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命 に関すること。
 - (3) 補助金条例第26条に規定する委員会及び附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
 - (4) 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。
- 第2条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事務で消防局、交通局又は上下水道局の所管に属するものをそれぞれ消防局長、交通局長又は上下水道局長に委任する。
 - (1) 京都市職員の分限に関する条例(以下「分限条例」という。)第9条,京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「指定管理者条例」という。)第1 6条及び補助金条例第26条の規定による委員会の設置に関すること。
 - (2) 分限条例第10条第2項,指定管理者条例第17条第2項,補助金条例第27条第 2項並びに附属機関条例第3条及び第5条第2項の規定による委嘱又は任命に関する こと。
 - (3) 分限条例第9条,指定管理者条例第16条及び補助金条例第26条に規定する委員会並びに附属機関条例第2条第1項に規定する附属機関に対する諮問に関すること。
 - (4) 前号の委員会及び附属機関に関し必要な事項を定めること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)